

ATMに誘導された？

特殊詐欺を

お金が必要？

ゆるさない！！

絶対勝てる？
絶対儲かる？

誰？
なぜ？
ホント？

ギフトカードで
支払うの？

そのサイトに見覚えある？



キャッファイー、怒ってます！

滋賀県

滋賀県イメージキャラクター
キャッファイー

みなさん、ご存じですか？ こんな手口で狙われます!!

オレオレ詐欺

電話を利用して身内だと思わせ、交通事故の示談金や仕事での失敗等さまざまな名目で、現金をだまし取ろうとします。



架空請求詐欺

携帯電話等に身に覚えのないサイト利用料や違約金の支払い督促のメールを送りつけ、現金や電子マネーをだまし取ろうとします。

還付金等詐欺

税務署や市役所、役場の職員を名乗り、年金・医療費・保険料等が戻ってくるかのように思わせ、現金をだまし取ろうとします。



金融商品取引詐欺

送りつけたパンフレットや電話を利用して、「未公開株」、「社債」、「権利」などの代理購入を勧め、「絶対に儲かる」とそそのかし、現金をだまし取ろうとします。

融資保証金詐欺

会社にFAXを送りつけたり、携帯電話にメールを送りつけるなどして融資をそそのかし、そのための保証金名目で、現金をだまし取ろうとします。



ギャンブル必勝情報提供名目詐欺

競馬や宝くじなどで必ず儲かる方法があると信じ込ませ、会員登録料や情報提供料を要求し、現金をだまし取ろうとします。

異性交際あっせん名目詐欺

メールやサイトを利用して、異性との出会いを提供するなどそそのかし、会員登録料や手数料を要求し、現金をだまし取ろうとします。





SNSを使って児童ポルノ等の性被害にあう子供が増加！

SNSを使って児童ポルノや児童買春などの性被害にあう18歳未満の子供が増加傾向となっています。平成30年の全国上半期では、被害にあった子供のうち、スマートフォン利用は約9割となっており、スマートフォンの普及に伴い、被害にあう危険性が増加しています。

また、被害にあった子供の約9割がフィルタリングを利用していませんでした。

Point 犯罪被害防止にフィルタリングは有効です！

TOPIC SNSの危険性

SNSを扱う人の中には、性的な目的で子供を狙う犯人が潜んでいます。犯人は、子供の理解者のふりをしたり、相談相手になったりして近づいてきます。また、プロフィールに嘘の性別や年齢等を使ったり、なりすまし等、犯人は手の込んだ手口を使うことが多くなっています。

～子供を犯罪被害から守るために～

- ◎子供が使用するスマートフォン、携帯電話には必ずフィルタリングを設定する。
- ◎個人を特定されるような情報を書き込んだり、他人に教えない。
- ◎下着姿や裸の写真は、絶対に撮らない、撮らせない。
- ◎SNSで知り合った人と不用意に会わない。
- ◎家庭でスマートフォン、携帯電話を安全に使うためのルールづくりをする。



TOPIC 自画撮り被害

全国的に児童ポルノ被害で多いのは、だまされたり、おどされたりして、自分の裸体を撮影させられたうえ、メール等で送られるという「自画撮り被害」となっています！

Point 自画撮り被害の約半数が中学生！

スマートフォン・携帯電話のフィルタリングのしくみ

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要です！



フィルタリング



少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターでは、「非行や不良行為を繰り返す少年」や「犯罪の被害に遭い心に傷を負った少年」に対して、専門的な見地から継続的に関わることによって立ち直りの支援を行っています。

少年に対する面接や保護者に対する助言に加え、関係機関とも連携しながら環境調整を行うことで、少年の問題行動の改善や社会への適応を図る支援を行います。

少年の立ち直り支援、その他少年に関することは、少年サポートセンターにご相談ください。

大津少年サポートセンター

住所：大津市打出浜1-10
滋賀県警察本部庁舎北棟1階
電話：077-521-5735（直通）
担当エリア：大津市、草津市、栗東市、守山市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市

米原少年サポートセンター

住所：米原市米原1092 米原警察署内
電話：0749-52-0114（直通）
担当エリア：近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市、米原市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡

この資料で使っている用語は次のとおりです。

- 1 犯罪少年・・・14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者（交通法犯を除く）
- 2 触法少年・・・14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通法犯を除く）
- 3 ぐ犯少年・・・20歳未満の少年で、その性格・行状等から判断して、将来何らかの罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者
- 4 非行少年・・・上記「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」を総称している
- 5 不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている者
- 6 刑法犯少年・・・刑法に定める行為をした犯罪少年及び触法少年（交通法犯を除く）
- 7 特別法犯少年・・・覚せい剤取締法・軽犯罪法などの特別法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年（交通法犯を除く）
- 8 初発型非行・・・万引き・自転車盗・オートバイ盗・占有離脱物横領の非行



平成30年ダイジェスト(暫定値)

滋賀県警察本部

少年非行のあらまし



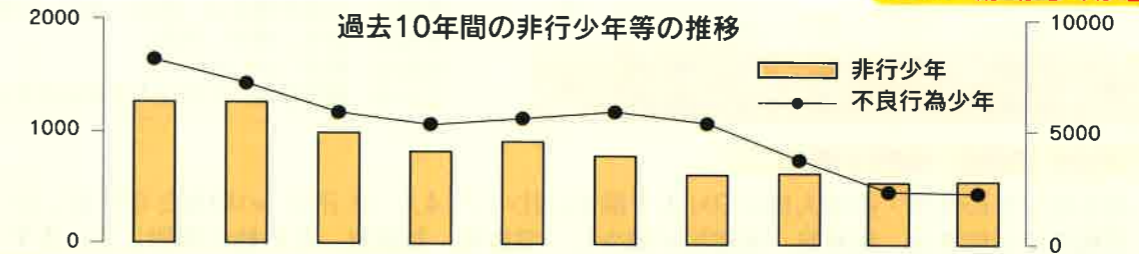
滋賀県の少年非行情勢

滋賀県では、過去10年間における非行少年・不良行為少年の検挙・補導人員は減少傾向にあります。平成30年中、検挙・補導した少年（交通法犯を除く）は2,796人で、前年に比べ69人（2.4%）の減少となりました。

非行少年の類型別では、刑法犯少年にあつては犯罪少年が増加、触法少年は減少し、特別法犯少年にあつては犯罪少年、触法少年ともに減少しました。

また、不良行為少年の補導人員は2,247人で、前年に比べて78人（3.4%）減少しました。

Point 刑法犯少年が増加！



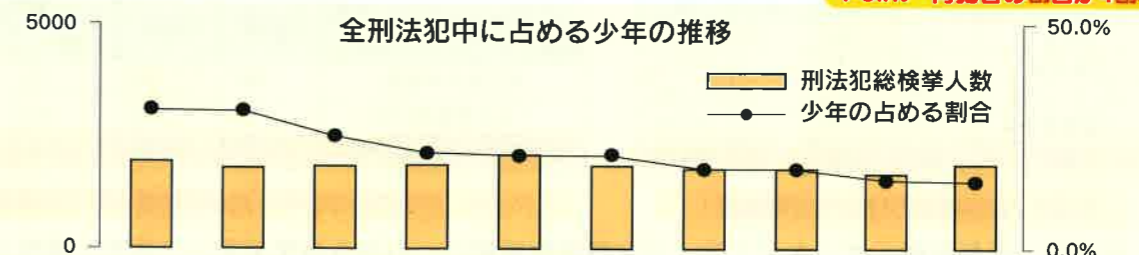
区分	年次	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	前年比	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	率
非 刑 法 犯 少 年	非 刑 法 犯 少 年	1,218	1,126	927	772	858	712	562	571	487	501	14	2.9%
	犯罪少年	956	865	675	559	587	534	412	396	326	359	33	10.1%
	触法少年	262	261	252	213	271	178	150	175	161	142	-19	-11.8%
行 少 年	特別法犯少年	24	37	55	33	39	60	44	50	53	48	-5	-9.4%
	犯罪少年	20	28	35	17	29	53	31	38	42	39	-3	-7.1%
	触法少年	4	9	20	16	10	7	13	12	11	9	-2	-18.2%
年 ぐ 犯 少 年		10	6	3	4	7	4	3	2				
合 計		1,252	1,169	985	809	904	776	609	623	540	549	9	1.7%

区分	年次	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	前年比
不良行為少年		8,216	7,139	5,846	5,339	5,620	5,915	5,385	3,751	2,325	2,247	-78
												-3.4%

成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は、15.5%となっており、前年に比べて0.3ポイント低くなりました。

また、刑法犯少年の犯罪少年359人のうち再犯者数は152人で、再犯者率は42.3%となっており前年の43.6%（全国平均35.5%）に比べて1.3ポイント低くなりました。

Point 再犯者の割合が4割増！



区分	年次	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	前年比	
		増減	率										
刑法犯総検挙人数		2,015	1,840	1,909	1,960	2,128	1,918	1,874	1,776	1,734	1,954	220人	12.7%
刑法犯犯罪少年数		956	865	675	559	587	534	412	396	326	359	33人	10.1%
少年の占める割合		32.2%	32.0%	26.1%	22.2%	21.6%	21.8%	18.0%	18.2%	15.8%	15.5%	-0.3%	-2.1%

(人)

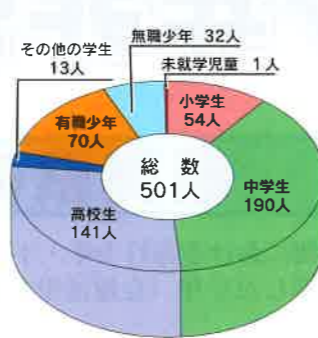


刑法犯少年の状況

刑法犯少年の包括罪種別状況

区分	年次	総数	中学生	高校生	中・高生 が占める 割合	前年比
凶悪犯	H29年	10	6	1	70.0%	-7
	H30年	3	1		33.3%	
粗暴犯	H29年	102	55	15	68.6%	-27
	H30年	75	35	19	72.0%	
窃盗犯	H29年	291	113	76	64.9%	25
	H30年	316	117	90	65.5%	
知能犯	H29年	9	1	2	33.3%	10
	H30年	19	2	5	36.8%	
風俗犯	H29年	12	6	3	75.0%	-6
	H30年	6		1	16.7%	
その他	H29年	63	27	20	74.6%	19
	H30年	82	35	26	74.4%	
計	H29年	487	208	117	66.7%	14
	H30年	501	190	141	66.1%	

学職別の状況



Point 中学生と高校生が全体の約6割!

窃盗犯における中・高生の状況

区分	中学生	高校生
総数	117	90
侵入窃盗		3
乗り物盗	21	21
自動車盗	1	
オートバイ盗	8	4
自転車盗	12	17
非侵入窃盗	96	66
万引き	78	52
その他	18	14

凶悪犯：殺人、強盗、強制性交等、放火
 粗暴犯：凶器準備集合、傷害、暴行、恐喝、脅迫
 知能犯：詐欺、横領、偽造
 風俗犯：賭博、わいせつ
 その他：器物損壊、住居侵入等前記以外の刑法犯

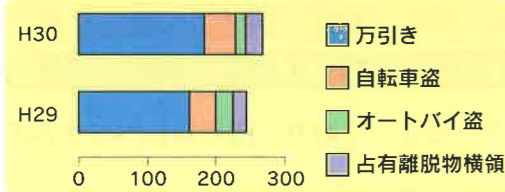
Point 窃盗犯、知能犯が増加!

刑法犯少年の検挙・補導人員は501人で前年に比べて14人(2.9%)の増加となりました。罪種別では凶悪犯、粗暴犯、風俗犯が減少し、窃盗犯、知能犯、その他が増加しています。また、学職別では中学生の検挙・補導が最も多く190人で全体の37.9%を占め、中学生と高校生で全体の66.1%を占めました。窃盗の手口別では、中高生とも万引きが多くなっています。知能犯では、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に担い検挙された少年(いずれも県外)が14人と前年に比べ12人増加しました。

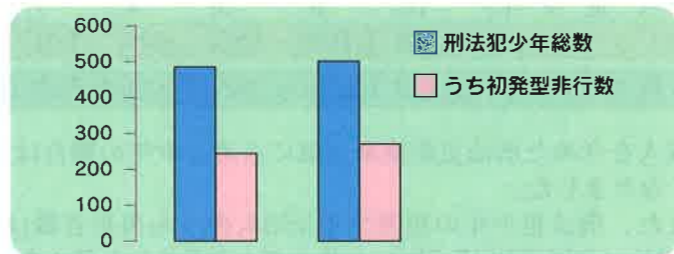


初発型非行の状況

初発型非行の内訳



刑法犯少年総数における初発型非行の割合



区分	年次	H29年	H30年	前年比	
				人	率
万引き		161	184	23	14.3%
自転車盗		39	44	5	12.8%
オートバイ盗		22	15	-7	-31.8%
占有離脱物横領		20	25	5	25.0%
計		242	268	26	10.7%

Point 自転車盗の約98%が無施設!

Point 刑法犯少年の約5割が初発型非行での検挙!

万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領のいわゆる初発型非行で検挙・補導した少年は268人で、前年に比べて26人(10.7%)の増加となりました。態様別の前年比では、万引きは23人(14.3%)、自転車盗は5人(12.8%)、占有離脱物横領は5人(25.0%)増加し、オートバイ盗は7人(31.8%)減少しました。また、学職別では、中学生が103人で、初発型非行の38.4%を占め、高校生が81人で30.2%を占めています。また、刑法犯少年総数に占める初発型非行は53.5%で、前年より3.8ポイント増加しています。

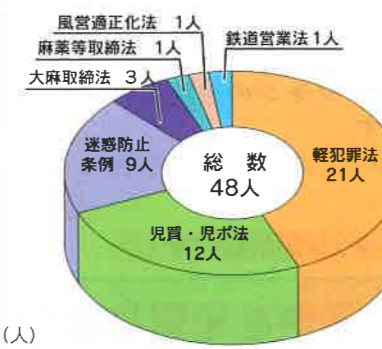
区分	年次	H29年	H30年	前年比	
				数	率
刑法犯少年総数		487	501	14	2.9%
うち初発型非行数		242	268	26	10.7%
初発型非行の占める割合		49.7%	53.5%	3.8%	-



特別法犯少年の状況

特別法犯少年の法令別状況

区分	年次	H29年	H30年	前年比	
				数	率
銃刀法		1		-1	-100.0%
迷惑防止条例		6	9	3	50.0%
鉄道営業法			1	1	-
軽犯罪法		38	21	-17	-44.7%
児童・児ボ法		6	12	6	100.0%
覚取法		1		-1	-100.0%
麻薬等取締法			1	1	-
大麻取締法			3	3	-
風営適正化法		1	1	0	0.0%
計		53	48	-5	-9.4%



TOPIC 大麻事犯が増加

近年、全国的に少年の大麻事犯が増加傾向となっています。大麻はインターネット等において「有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、好奇心や安価なことなどから、少年へのまん延が懸念されています。

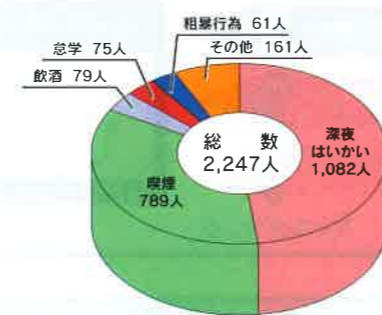
Point 薬物乱用で検挙された少年が増加!

特別法犯少年の検挙・補導人員は48人で前年に比べて5人(9.4%)の減少となりました。罪種別では、軽犯罪法違反が最も多く21人で、違反内容は禁止場所立入、火気乱用などとなっています。次に多いのが、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の12人で、違反内容は児童ポルノの公然陳列や製造などとなっています。また、大麻取締法違反や麻薬等取締法違反の薬物乱用で検挙された少年は4人となっており、前年より3人の増加となっています。

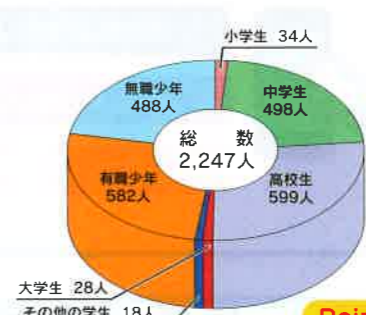


不良行為少年の状況

行為別補導状況



学識別補導状況



中・高生の補導状況

区分	中学生	高校生
総数	498	599
深夜はいかい	148	386
喫煙	156	150
飲酒	3	20
怠学	58	12
粗暴行為	43	6
その他	90	25

Point 行為別では深夜はいかいと喫煙が8割以上!

不良行為で補導された少年は2,247人で、前年に比べ78人の減少となりました。主な行為としては深夜はいかいが1,082人で全体の48.2%を占め、続いて喫煙の789人(35.1%)、飲酒の79人(3.5%)などとなっています。



少年の福祉を害する犯罪等の状況

検挙した福祉犯は58件44人で、前年に比べ1件減少3人増加しました。罪種別では児童買春・児童ポルノ禁止法違反が最も多く、違反内容は、児童ポルノの製造、公然陳列、所持などとなっています。次に多いのが県青少年健全育成条例違反で、違反内容は、いん行、深夜連れ出しなどとなっています。また、福祉犯の被害者となった少年は37人で、前年と同数でした。被疑者と被害少年の出会いのきっかけは、スマートフォン等を利用して、SNS等で情報を交換するものがほとんどでした。

区分	罪種	児童福祉法	風営適正化法	県青少年健全育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法	麻薬等取締法	総数	平成29年	増減
検挙件数		3	2	20	32	1	58	59	-1
被害少年(人)		3	4	16	14	0	37	37	0
	未就学				1		1	1	0
	小学生								
	中学生	2		7	7		16	14	2
	高校生	1	3	6	5		15	19	-4
	その他学生								
	有職少年							2	-2
	無職少年		1	3	1		5	1	4

Point 中学生の被害者が増加!

福祉犯~少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪のことをいいます。

※被害少年数は、統計上、主たる被害しか計上されないため、検挙件数と被害少年の人数は相違します。